

## 島田市建設工事における建設業者の社会保険等未加入対策実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、島田市が発注する建設工事の請負者と島田市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第8条の2第1項に規定する社会保険等未加入建設業者（以下「社会保険等未加入建設業者」という。）との下請契約を制限することに関し必要な事項を定めるものとする。

(社会保険等未加入建設業者の確認方法)

第2条 監督員は、請負者から提出された施工体制台帳及び再下請負通知書において、請負者と直接下請契約を締結する下請負人（以下「一次下請負人」という。）が健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）に加入しているかどうかの加入状況を確認し、当該一次下請契約人が社会保険等未加入建設業者であると認めるときは、その旨を工事主管課長に報告する。

(一次下請負人が社会保険等未加入建設業者の場合の措置)

第3条 工事主管課長は、前条に規定する報告を受けたときは、社会保険等未加入建設業者との一次下請契約を締結した理由の提出について（通知）（様式第1号）により、当該社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結した具体的な理由を記載した書面（以下「理由書面」という。）をおおむね7日以内に提出するよう当該請負者に通知するものとする。

2 工事主管課長は、請負者から理由書面が提出されたときは、理由書面に記載された事項の詳細について、必要に応じてヒアリングを実施するなどによりその内容を確認し、約款第8条の2第2項に規定する当該社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情（以下「特別の事情」という。）に該当するかどうかを判断する。

3 工事主管課長は、請負者から理由書面が提出されなかったときは、第1項に規定する通知及び施工体制台帳（当該社会保険等未加入建設業者に係る部分に限る。以下同じ。）の写しを契約検査課長に送付する。

4 前項の通知及び施工体制台帳の送付を受けた契約検査課長は、当該請負者に対し、島田市入札参加制限等措置要綱（平成19年島田市告示第158号）に基づく入札参加制限（以下「入札参加制限」という。）を行うとともに、当該一次下請負人が社会保険等未加入建設業者である旨を建設業法第3条の規定により許可を与えた者（以下「建設業の許可権者」という。）に通報するものとする。

(特別の事情を有しないと認めた場合の手続き)

第4条 工事主管課長は、請負者が社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結することについて、特別の事情を有すると認められないときは、島田市建設工事請負契約約款第8条の2第2項に定める特別の事情の認定等について（通知）（様式第2号）により、当該請負者に対し入札参加制限を行うことを当該請負者に予告するものとする。

- 2 工事主管課長は、請負者に対し前項に規定する通知を行った後、当該通知及び施工体制台帳の写しを契約検査課長に送付する。
- 3 契約検査課長は、前項の通知及び施工体制台帳の送付を受けたときは、当該請負者に対し入札参加制限を行うとともに、当該下請負人が社会保険等未加入建設業者である旨を建設業の許可権者へ通報するものとする。

(特別の事情を有すると認められる場合の手続き)

第5条 工事主管課長は、請負者が社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結することについて特別の事情を有すると認められるときは、島田市建設工事請負契約約款第8条の2第2項に定める特別の事情の認定等について(通知)(様式第3号)により、一次下請負人が未加入の社会保険等につき届出の義務を履行し、その履行が確認できる書類(以下「確認書類」という。)をおおむね30日以内に提出するよう当該請負者に通知するものとする。

- 2 工事主管課長は、請負者から確認書類が提出されなかったときは、前項に規定する通知及び施工体制台帳の写しを契約検査課長に送付する。
- 3 契約検査課長は、前項の通知及び施工体制台帳の送付を受けたときは、当該請負者に対し入札参加制限を行うとともに、当該下請負人が社会保険等未加入建設業者である旨を建設業の許可権者へ通報するものとする。

(一次下請人以外の下請負人が社会保険等未加入建設業者の場合の措置)

第6条 工事主管課長は、一次下請負人以外の下請負人が社会保険等未加入建設業者であると認めたときは、一次下請負人以外の下請負人が社会保険等に加入するよう請負者に対し指導するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行し、平成30年7月1日以後に発注する建設工事から適用する。

附 則

この要領は、令和2年1月1日から施行する。

(様式第1号)

第 号  
年 月 日

商号又は名称  
代表者 氏名 様

島田市長 印

社会保険等未加入建設業者との一次下請契約を締結した理由の提出について（通知）

年 月 日付けで貴社と請負締結した、「（建設工事名）」について、社会保険等に未加入の一次下請人を確認しました。

つきましては、年 月 日（ ）までに、当該下請契約を締結した具体的な理由を記載した書面（任意様式）を提出してください。

なお、当該期限内に提出がない場合は、島田市入札参加制限等措置要綱に基づき、入札参加制限を行うこととなりますので、予め連絡します。

1. 建設工事名	
2. 建設工事箇所	
3. 工期	
4. 請負者	(許可番号〇〇-〇〇〇〇)
5. 一次下請負人	(許可番号〇〇-〇〇〇〇)
6. 未加入の社会保険等	ア.健康保険      イ.厚生年金保険      ウ.雇用保険

(様式第2号)

第 号  
年 月 日

商号又は名称  
代表者 氏名 様

島田市長 印

島田市建設工事請負契約約款第8条の2第2項に定める特別の事情の認定等について（通知）

年 月 日付けで貴社と請負締結した、「（建設工事名）」について、島田市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第8条の2第1項の規定に違反し、一次下請である「（未加入一次下請負人名）」が社会保険等に未加入であることが確認され、年 月 日付けで貴社から提出があった理由については、下記理由により、約款第8条の2第2項に規定する特別の事情を有すると認められませんでした。

つきましては、島田市入札参加制限等措置要綱に基づき、入札参加制限を行うこととなりますので、予め連絡します。

#### 記

特別の事情を有すると認められない理由

- 記載例：
- ・必ずしも（未加入一次下請負人名）でなければ本工事を施工できないとは認められないため。
  - ・〇〇機械については、必ずしも特殊なものではないため。

(様式第3号)

第 号  
年 月 日

商号又は名称  
代表者 氏名 様

島田市長 印

島田市建設工事請負契約約款第8条の2第2項に定める特別の事情の認定等について（通知）

年 月 日付けで貴社と請負締結した、「(建設工事名)」について、島田市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第8条の2第1項の規定に違反し、一次下請である「(未加入一次下請負人名)」が社会保険等に加入していないことが確認されましたが、年 月 日付けで貴社から提出があった理由については、約款第8条の2第2項に規定する特別の事情を有するものと認めます。

つきましては、年 月 日（ ）までに、「(未加入一次下請負人名)」が社会保険等に加入し、その事実を確認することができる書類を提出してください。

なお、当該期限内に提出がない場合は、島田市入札参加制限等措置要綱に基づき、入札参加制限を行うこととなりますので、予め連絡します。